

○魚津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年魚津市条例第18号）の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正案	現行	備考
<p>第1条－第8条（略） （設備の基準）</p>	<p>第1条－第8条（略） （設備の基準）</p>	
<p>第9条（略） 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。<u>ただし、長期休暇時や保育の需要が増大したときは、その面積要件を緩和し、児童を受け入れることができる。</u></p>	<p>第9条（略） 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p>	<p>★ 面積基準の弾力的適用</p>
<p>3・4（略） （職員）</p>	<p>3・4（略） （職員）</p>	
<p>第10条（略） 2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。<u>第4項及び第5項において同じ。</u>）をもってこれに代えることができる。</p>	<p>第10条（略） 2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p>	
<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p>	<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p>	<p>研修実施者に指定都市の長を追加</p>
<p>（1）－（4）（略） （5）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を</u></p>	<p>（1）－（4）（略） （5）学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	<p>追加</p>

改正案	現行	備考
<p>含む。)</p> <p>(6) - (10) (略)</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。<u>ただし、当該児童の数が40人を超える場合には、その超える数が20人を増すごとに、放課後児童支援員又は補助員1人を同項の放課後児童支援員の数に追加配置する。ことができる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第11条-第23条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 第10条第3項の規定の適用については、<u>当分の間、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(従事を開始した日から2年以内に修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(6) - (10) (略)</p> <p>4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第11条-第23条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(設備の基準に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 <u>この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所(以下「既存事業所」という。)については、当分の間、第9条第2項の規定は、適用しないことができる。</u></p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第3条 <u>施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>★追加</p> <p>★</p> <p>★設備の基準に関する経過措置の削除</p> <p>★</p> <p>★支援員の研修要件の従事開始から2年間の経過措置を規定</p>